



1月6日、国土交通省で、「鉄道駅を利用する際のお困りごと等」をテーマに「特性に応じたテーマ別意見交換会」が行われました。
今回の意見交換会は、移動等円滑化評価会議において異なった属性の方々



が同時にコミュニケーションすること
が重要との指摘を踏まえて、「肢体不自由」と「妊産婦及び乳幼児連れ」の会の方々と同場で開催されたものです。
〔視覚障害〕と「聴覚障害」の会の方々
は令和4年12月9日に開催)

特性に応じたテーマ別意見交換会 “鉄道駅を利用する際のお困りごと等”

日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)

発行人 阿部 かずこ
東京都豊島区目白3丁目4の3
ディアダックビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
<http://www.nissinren.or.jp>

Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)

年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

1月18日、第123回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、企業に義務付けられている障害者雇用率の設定等について審議が行われました。
障害者雇用率は、障害者雇用促進法に基づき、失業者を含む労働者に対する障害者である労働者の割合を基準とし、少なくとも5年毎に見直すこととされています。現行の障害者雇用率(2.3%)は平成30年4月からなっていることから、令和5年度からの障害者雇用率を設定することとなったものです。
今回新たに設定された企業の障害者雇用率は2.7%で、0.4ポイントの引き上げ幅は過去最大です。そこで、雇い入れに係る計画的な対応が可能

厚生労働省障害者雇用分科会 障害者雇用率の設定等について審議

となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げることとなりました。
なお、国や地方公共団体は3.0%、教育委員会は2.9%となり、企業と同様に2段階で引き上げられることとなりました。
また、障害者の就業が一般的に困難であると認められる職務の割合に応じて決められていた除外率制度は、廃止に向けて、当分の間段階的に除外率を引き下げ、縮小することになっていましたが、今回、障害者雇用分科会の意見書も踏まえ、令和7年4月から10ポイント引き下げられることとなりました。

本会では今回のテーマについて、加盟団体や本会に寄せられたご意見を踏まえ、次の意見を述べました。
・エスカレーターの片側空けは、上肢(腕)に障害がある場合は体を支えることができなため危険であり困る。
国道交通省から鉄道事業者に要請しているとは聞いてはいるが、なかなか徹底されていないのが実情であるので、引き続き指導をお願いしたい。
・通勤通学時間帯にエスカレーターの

運転方向がすべて一方通行に変わることがあるが、双方向にエスカレーターを利用できないと下肢に障害がある人が遠回りをしなければならぬことがある。複数のエスカレーターがある場所は双方向の運転にするといった配慮が必要である。
・複数の改札口がある大きな駅では、小さな改札口がICカード専用となっており切符では利用できないことがある。案内表示等によりさらに誘導しないような配慮が必要である。